

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年11月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300116号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300072号

第1 結論

請求者のA社B事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和54年6月17日、喪失年月日を昭和54年11月1日に訂正し、昭和54年6月から同年10月までの標準報酬月額を13万5,279円とすることが必要である。

昭和54年6月17日から同年11月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年6月17日から同年11月1日まで

昭和54年6月にA社に入社し、C業務に従事していたが、年金記録がない。

当時の資料を提出するので、請求期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社職員の履歴を管理しているD社、E共済組合(昭和*年*月まではF共済組合)及びG社は、請求者に係る人事資料が無く、請求者の勤務について確認できない旨回答及び陳述しているものの、請求期間において、請求者のG社に係る雇用保険の記録が確認できる。

また、請求者から提出されたH労働組合が請求者に送付したA社入社時の加入案内及びI労働組合から提出された昭和54年6月20日現在の名簿によると、請求者は、請求期間において、A社B事業所に雇用されていたことが推認できる。

さらに、請求期間当時は公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)により、A社職員及び準職員はF共済組合の組合員となり、雇用保険法により、当該組合員は雇用保険が適用としないとしているが、請求期間当時に、A社B事業所において、請求者と同職種に従事し、同共済組合の組合員記録がある同僚4名全員に同共済組合の加入と同時に雇用保険の資格取得が確認できる上、複数の同僚が、入社時は準職員であり、半年後に職員になった旨回答していることから、A社B事業所では、準職員を雇用保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、F共済組合の組

合員であったことが認められる。

また、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日を昭和54年6月17日に、資格喪失年月日を昭和54年11月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定により計算することとされており、請求期間当時の準職員基本賃金及び都市手当表から認められる請求者の基本賃金8万7,700円を同条に基づき計算すると、標準報酬月額は13万5,279円となることから、請求者の昭和54年6月から同年10月までの標準報酬月額については、13万5,279円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300158号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300074号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和3年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年3月の標準報酬月額については、22万円から26万円とする。

令和3年3月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和3年3月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年4月1日から令和5年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年4月から令和5年3月までの標準報酬月額については、22万円から26万円とする。

令和3年4月から令和5年3月までの訂正後の標準報酬月額について、訂正請求日(令和5年5月22日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年3月1日から令和5年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び保険料納付額が、実際に受け取っていた給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料と相違しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和5年5月22日)において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生

年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することとなることから、令和3年3月1日から同年4月1日までの期間（以下「請求期間①」という。）については厚生年金特例法を、令和3年4月1日から令和5年4月1日までの期間（以下「請求期間②」という。）については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

- 2 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、22万円と記録されていることが確認できるところ、請求者から提出された「令和3年3月分～」と記載された給料明細書及び預金通帳（以下、併せて「給料明細書等」という。）により、請求者は、A社からオンライン記録を超える標準報酬月額26万円に見合う給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額を、厚生年金特例法により、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該期間に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、22万円と記録されていることが確認できるところ、請求者から提出された給料明細書等により、請求者は、A社からオンライン記録を超える標準報酬月額26万円に見合う給与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、26万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300120号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300073号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年4月16日から平成6年6月1日まで
② 平成6年6月26日から平成6年7月1日まで
③ 平成6年7月1日から平成6年8月10日まで

平成6年4月から同年6月までの3か月間、A社に勤務したが、厚生年金保険の記録が間違っているため記録を訂正してほしい。

平成6年7月にB社に入社し、平成6年8月10日頃まで勤務したが、厚生年金保険の記録がない。同社を退職した理由も記憶しており、勤務したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求者は、A社において平成6年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成6年6月26日に喪失していることが確認できることから、請求者は同社における正確な勤務期間は不明であるが、3か月分の給与を受領した記憶があることから、厚生年金保険の被保険者記録が間違っているとして、訂正請求をしている。

しかしながら、A社は、商業登記簿謄本によると、平成9年3月*日に解散し、事業主は既に死亡している上、同社の清算人は、同社の関係資料を保管していないと回答していることから、請求期間に係る請求者の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間①及び②にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶しているものの、勤務期間については不明であると回答していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、請求者は、B社に平成6年7月に入社し同年8月10日頃に退職したが、厚生年金保険の記録がないとして、訂正請求をしている。

しかしながら、請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社の総務担当者は、請求期間③について、平成6年の従業員台帳を確認したが請求者の氏名がないことから、勤務が確認できない旨陳述している。

また、B社は、平成9年の従業員台帳により、請求者は、平成9年8月4日から同年8月9日まで同社C営業所において勤務していたことが確認できるものの、勤務形態については確認できる資料がないため不明である旨回答している。

さらに、B社は、請求期間③及び平成9年8月4日から同年8月9日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得手続は行っていない旨回答しており、同社から提出された平成9年8月に係る健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の氏名はなく、被保険者番号に欠番がないことが確認できる。

加えて、B社は、平成6年及び平成9年の賃金台帳等の資料の保存がなく、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したかは不明であると回答している。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。